

令和8年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
スカラシップ入試（早期卒業・開放型選抜）憲法

【出題趣旨】

夕刊和歌山事件（最高裁昭和44年6月25日大法廷判決）を踏まえて、名誉権と表現の自由の権利について考える問題である。両者の調整を取ることにについて、判旨を讀解しながら、説得的に論じてほしい。

【採点基準】

- ・夕刊和歌山時事事件についての理解が正確か。
- ・名誉権についての理解が正確か。
- ・表現の自由についての理解が正確か。
- ・以上の論点について、問題の本質を論じることができるか。

以上

令和8年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
スカラシップ入試（早期卒業・開放型選抜） 刑法

【出題趣旨】

問1は最決昭和62年3月26日刑集41巻2号182頁（刑法判例百選Ⅰ〔第8版〕-29）、問2は最判平成30年3月19日刑集72巻1号1頁（刑法判例百選Ⅱ〔第8版〕-9）に取材した事例の法的評価を求めることにより、刑法総論・刑法各論にわたり、法科大学院で学修を継続しうる水準の知識、法的思考能力、文書記述能力をみる趣旨である。いずれも基本的な最高裁判例に基づくものであり、正確な知識と体系的で的確な論述が求められる。

【採点基準】

※（ ）内の数字は、配点（50点満点）である。

問1：誤想（誤想過剰）防衛（30）

- 1 構成要件該当性（傷害致死罪、205条）（3/30）
- 2 正当防衛（36条1項）（7/30）  
正当防衛の要件、その判断基準
- 3 「急迫不正の侵害」判断（5/30）  
正当防衛の要件である急迫不正の侵害が存在しなかったことの法的扱い
- 4 「相当性」判断・過剰防衛（36条2項）（5/30）  
防衛対象の法益と手段との対比、規範に従った具体的事実の評価  
2で明らかにした判断基準、判断方法、判断の観点に従い、適切な事実を示しつつ法的評価の過程を記述することが必要である。
- 5 誤想防衛、あるいは誤想過剰防衛の法的処理（10/30）  
故意を阻却すると解する場合は、過失致死罪の成否が問題となる。

※3・4・5は、適宜総合的に評価する。

問2：（保護責任者）遺棄致死罪（218・219条）・殺人罪（199条）（15）

- 1 （保護責任者）遺棄罪・同致死罪の成立要件（5/15）  
基本的な解釈論を説明すること。
- 2 遺棄罪と殺人罪との区別に関する解釈論（3/15）
- 3 事例に関する判断（7/15）  
YのAに対する保護責任、遺棄と不保護の区別  
関係する事実を適切に摘示することが求められる

※2・3は、適宜総合的に評価する。

第3 総合評価（5）

上記以外の加点・減点要素を考慮する。

加点例：全体としての構成の巧みさ、論理的に一貫した論述の完成度

減点例：知識や事実認識の明らかな誤り、規範とあてはめとの矛盾や推論の不整合

以上

令和8年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
スカラシップ入試（早期卒業・開放型選抜）刑事訴訟法

**【出題の趣旨】**

本問は、特殊詐欺事件の捜査に関する事例を素材として、居室外会話の傍受の法的性質（強制処分か任意処分か）やそれが許容される要件に関する基本的な理解を問うことにより、強制処分法定主義の意義、強制捜査と任意捜査の区別、居室外会話の傍受の法的性質と適法性の判断基準などについて、「基本的な知識と理解及び具体的事案に対する応用力の有無・程度」を試すものである。

**【採点基準】**

- ・ 強制処分とは何か、また、なぜそのように考えるか。
- ・ 任意処分の場合、当然に適法になるか、それとも一定の要件が必要か。
- ・ 居室外会話の傍受の法的性質は何か。また、適法性の判断基準は何か。
- ・ 本件居室外会話の傍受は適法か。